

ふじみ野市立文化施設条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p><u>(1) 文化施設の管理上特に必要があるため、市長が利用の許可を取り消したとき。</u></p> <p><u>(2) 利用者の責めに帰することができない理由により、文化施設を利用することができないとき。</u></p> <p><u>(3) 利用者が使用料を納付した後、規則で定める日までに利用の取消しの届出を行ったとき。</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条、第9条、<u>第12条第1号、第13条第2項及び前条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。))</u>と、第11条中「市長は」とあるのは「<u>指定管理者は</u>」とする。</p>	<p>(使用料の還付)</p> <p>第12条 既納の使用料は、還付しない。<u>ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。</u></p> <p>(指定管理者による管理)</p> <p>第16条 (略)</p> <p>2 前項の規定により、指定管理者に文化施設の管理を行わせる場合におけるこの条例の規定の適用については、第4条第2項、第5条第2項、第6条、第7条、第9条、<u>第12条ただし書、第13条第2項及び第15条中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第4条第2項、第5条第2項及び第7条第4号中「認める」とあるのは「認め、市長の承認を得た」と、第10条の見出し、第11条(見出しを含む。)、第12条(見出しを含む。)、別表第1及び別表第2中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第10条中「使用料」とあるのは「額の範囲において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めた利用料金(以下「利用料金」という。))</u>と、第11条中「市長は」とあるのは「<u>指定管理者は</u>」と読み替えるものとする。</p>

3 (略)

3 (略)